

資料 3

保存期間：5年
(令和8事務年度末)
令和3年7月6日

会社標本調査の見直し について

○会社標本調査の概要

調査の目的

我が国の法人企業について、資本金階級別や業種別にその実態を明らかにし、併せて①租税収入の見積り、②税制改正及び③税務行政の運営等の基礎資料とする。

調査の概要

調査実施機関

国税庁長官官房企画課

標本事業所 及抽出方法

- ・標本法人数：約194万社【母集団サイズ：約276万社】
- ・抽出方法：調査対象法人（母集団）から資本金階級別・業種別等に一定の割合で標本法人を抽出し、その標本法人の基礎データを基に、母集団全体の計数を推計。
（資本金10億円超の法人及び連結法人は全数調査）

調査事項

【下記の項目等を資本金・業種別等で調査】

- ①法人数
- ②営業収入金額
- ③利益・欠損
- ④法人税額等の益金処分
- ⑤外国税額控除等の各種控除額
- ⑥交際費、減価償却費等

調査方法

申告書データを国税庁で抽出・集計

調査期間

調査の周期：1年
調査時点：7月31日（3月31日までに終了した事業年度を対象）

公表期日

調査時点の翌年5月下旬公表

○会社標本調査の課題・検討の方向性

① 税務行政のICT化を踏まえた、データ活用による統計精度の向上

会社標本調査は、全項目が「標本調査」という設計になっているが、調査項目の中には、国税総合管理システム（K S Kシステム）から全数取得が可能な項目も存在している。

そのため、

- 精度向上の観点から、全数取得が可能な項目については、全数調査化を検討。
- また、全数取得できない項目についても、国税庁保有データを用いた標本サイズの向上等を検討。

【参考：これまでの国税庁における取組（平成21年度）】

国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して、法人税確定申告書を提出した法人については、標本法人とすることで、標本サイズを大幅に増加させている。

		21年度分	20年度分
区 分		標本法人割合	
会社等	資本金 500万円未満	37.1 %	1.4 %
	" 500万円以上 1,000万円未満	42.2 %	1.2 %
	" 1,000万円以上 5,000万円未満	38.4 %	1.1 %
	" 5,000万円以上 1億円未満	34.1 %	6.2 %
	" 1億円以上 10億円未満	25.4 %	13.7 %
	" 10億円以上	100.0 %	100.0 %
企業組合		27.5 %	33.5 %
相互会社		100.0 %	100.0 %
医療法人		49.1 %	3.6 %
全 法 人		38.2 %	2.0 %

○会社標本調査の課題・検討の方向性

② 統計利活用観点からの表章項目の見直し・拡大

【業種分類区分】

国税庁では、法人の業種管理に関して、日本標準産業分類を基としているが、例えば、持株会社については、当該グループの主たる業種で管理するなど、日本標準産業分類と異なる点も存在している。

そのため、

- 他統計との比較可能性向上の観点から、業種分類区分の整理を検討。

【決算書情報の表章】

政府全体でE B P M（Evidence-based Policy Making）を推進している中、経済産業政策（労働生産性等）の検証においては、法人税確定申告書に添付されている決算書情報（勘定科目ごとの金額等）の利用が有用との意見が存在している。

そのため、

- 決算書情報の利用による表章項目の追加を検討。
- なお、決算書情報については、法人ごとに使用している勘定科目名称が異なる等の事情があることに留意しつつ、検討を進める。

○会社標本調査の課題・検討の方向性

③ 社会経済の変化に伴う企業変化への対応

- ✓ 資本金 1 円会社の解禁以降、資本金100万円以下の法人は、増加傾向にあるとともに、近年では、持株会社や資産管理法人等の利用が活発であり、資本金は低額ながら、高額な営業収入や税額控除を計上する法人も多数存在。
- ✓ また、税制上の中小企業に該当する資本金 1 億円の企業においても、上場企業と遜色ない売上を計上する企業が存在。
そのため、
 - 資本金階級区分に加え、法人規模を測る新たな階級区分を検討。

【参考：これまでの国税庁における取組（平成29年度）】

表章項目のひとつである「所得税額控除」については、その精度向上を目的として、資本金は少額であるが、所得税額控除が多額な法人を全数調査化。

○会社標本調査の課題・検討の方向性

(参考) 会社標本調査資本階級別の法人数の推移

全体の法人数は、緩やかな増加傾向にあるが、資本金階級の低い法人数は、著しく増加。

他方、資本金 1 億円超の法人数は、減少。

(単位：法人数)

資本金階級	年度	平成23年度	…	平成29年度	平成30年度	令和元年度	23年度比
100万円以下		187,603	…	380,337	418,485	455,435	242.8%
100万円超		32,782	…	62,724	66,934	70,850	216.1%
200万円超		1,196,388	…	1,154,824	1,148,769	1,138,668	95.2%
500万円超		763,447	…	726,519	721,402	713,621	93.5%
1,000万円超		167,646	…	147,838	146,983	145,612	86.9%
2,000万円超		154,361	…	150,038	150,461	149,759	97.0%
5,000万円超		44,074	…	50,750	51,791	51,889	117.7%
1億円以下 (小計)		2,546,301	…	2,673,030	2,704,825	2,725,834	107.1%
1億円超		15,589	…	12,640	12,222	11,649	74.7%
5億円超		1,986	…	1,668	1,638	1,560	78.5%
10億円超		3,528	…	3,110	3,093	2,992	84.8%
50億円超		833	…	743	721	702	84.3%
100億円超		1,167	…	1,039	1,043	979	83.9%
1億円超 (小計)		23,103	…	19,200	18,717	17,882	77.4%
連結法人		1,086	…	1,726	1,751	1,721	158.5%
合計		2,570,490	…	2,693,956	2,725,293	2,745,437	106.8%